

総務委員会 報告資料

令和 6 年 6 月 2 5 日

報告事項件名	頁
1 「足立区審議会等の設置及び運営に関する指針」の改正について・・・・・・・・	2
2 令和 6 年度区民評価（令和 5 年度事業実施分）について・・・・・・・・	3
3 基本計画ライブミーティングの開催結果および・・・・・・・・ 足立区基本計画と国土強靱化地域計画等との一体的策定について	6
4 区が推進する S D G s の進捗状況について・・・・・・・・	1 0
5 自治体情報システムの標準化・共通化に向けた進捗状況について・・・・・・・・	1 4
6 広報紙モニター制度のモデル実施について・・・・・・・・	1 6
7 転入者向けリーフレットについて・・・・・・・・	1 7
8 「あだち広報（タブロイド判）製作委託」公募型プロポーザルの・・・・・・・・ 実施について	1 8
9 「あだちワンダフルCMグランプリ企画・運営支援業務委託」の・・・・・・・・ 簡易公募型プロポーザルの実施について	2 0
1 0 W e b 広告の活用について・・・・・・・・	2 3
1 1 アートアクセスあだち 音まち千住の縁・・・・・・・・ 「Memorial Rebirth 千住 2024 舎人公園」等の開催について	2 5
1 2 個人情報を取り扱う業務委託の実地検査の結果について・・・・・・・・	2 7
1 3 使途限定型ふるさと納税返礼品の開発及び連携協定の締結について・・・・・・・・	3 1

（ 政策経営部 ）

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	「足立区審議会等の設置及び運営に関する指針」の改正について
所管部課名	政策経営部 政策経営課
内容	区の審議会等への若者（概ね18歳～概ね30歳未満までの者）の参画を促進し、若者の意見を区の施策等に反映するため、「足立区審議会等の設置及び運営に関する指針」を改正したので報告する。 1 改正の内容 区の審議会等に係る基本的な考え方である「足立区審議会等の設置及び運営に関する指針」に、下記（１）（２）の内容を追記。 （１）審議会等においては、若者（概ね18歳から概ね30歳未満までの者）に委員として参画いただくことを原則とする。 ※ 当該審議会等の審議内容が若者に直接影響を与えない場合、年齢ではなく専門的知見の有無により委員を選定する場合等を除く。 （２）委員として若者が参画できないときは、審議会等に関係者として招くなど、若者の意見を聴く機会を設けることを原則とする。 2 施行日 令和6年4月30日 3 今後の方針 （１）若者が委員として参画する場合は、若者が参加しやすい開催時間帯や曜日を設定する、オンライン出席でも可とするなどの配慮を行う。また、公募する際は、区公式LINEなどのSNSを活用する、委員の職務内容を分かりやすく説明するなど、若者に情報が届き、興味を持ってもらえる情報発信方法とする。 （２）審議会等への若者の参画状況については、毎年度、政策経営課で調査し、総務委員会に報告する。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	令和6年度区民評価（令和5年度事業実施分）について										
所管部課名	政策経営部 政策経営課、財政課										
内容	区民評価委員会（※1）による令和6年度区民評価（令和5年度事業実施分）について、下記のとおり実施するため報告する。 ※1 学識委員5名と公募委員12名の計17名の区民評価委員による外部評価。4つの分科会（ひと、くらし、まち、一般事務事業）に分かれて評価を行う。 1 評価対象事業 区民評価の対象事業は、重点プロジェクト事業および一般事務事業の一部とし、令和6年度はア・イの基準により選定した全27事業（P5参照）を評価する。 ア 「足立区基本計画」「行財政運営方針」「予算のあらまし」等で区が特に注力することとした事業 イ 事務や予算の執行において、課題や改善すべき事項がより明確な事業 ※ その他、区民評価委員会からの意見も事業選定の参考としている。 2 スケジュール等 （1）年間の流れ <table border="1"> <thead> <tr> <th>日程</th><th>会議等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月25日（木）</td><td>第1回全体会 【内容】委員委嘱、諮問書の交付等</td></tr> <tr> <td>6月下旬 ～8月上旬</td><td>各分科会の活動（詳細は（2）参照） 【内容】視察、ヒアリング、評価を行う</td></tr> <tr> <td>8月23日（金） 13時30分～16時00分</td><td>第2回全体会（特別会議室） 【内容】区民評価委員会としての評価結果をまとめる</td></tr> <tr> <td>9月12日（木） 14時00分～15時30分</td><td>区長答申・意見交換会（庁議室） 【内容】区長答申と意見交換を行う</td></tr> </tbody> </table> ※ 会議は各分科会の評価活動を除き公開。傍聴希望者多数の場合は抽選。	日程	会議等	4月25日（木）	第1回全体会 【内容】委員委嘱、諮問書の交付等	6月下旬 ～8月上旬	各分科会の活動（詳細は（2）参照） 【内容】視察、ヒアリング、評価を行う	8月23日（金） 13時30分～16時00分	第2回全体会（特別会議室） 【内容】区民評価委員会としての評価結果をまとめる	9月12日（木） 14時00分～15時30分	区長答申・意見交換会（庁議室） 【内容】区長答申と意見交換を行う
日程	会議等										
4月25日（木）	第1回全体会 【内容】委員委嘱、諮問書の交付等										
6月下旬 ～8月上旬	各分科会の活動（詳細は（2）参照） 【内容】視察、ヒアリング、評価を行う										
8月23日（金） 13時30分～16時00分	第2回全体会（特別会議室） 【内容】区民評価委員会としての評価結果をまとめる										
9月12日（木） 14時00分～15時30分	区長答申・意見交換会（庁議室） 【内容】区長答申と意見交換を行う										

(2) 各分科会の活動（予定）

分科会	ヒアリング	評価
ひとと行財政	① 6月28日（金） 13時00分～17時00分	① 7月30日（火） 9時00分～12時00分
	② 7月11日（木） 14時00分～17時00分	② 8月5日（月） 14時00分～17時00分
くらしと行財政	① 6月28日（金） 8時45分～11時30分	① 7月12日（金） 9時40分～11時30分
	② 7月1日（月） 8時45分～11時30分	② 8月6日（火） 8時45分～11時30分
	③ 7月12日（金） 8時45分～9時40分	
まちと行財政	① 6月25日（火） 9時00分～12時00分	① 7月16日（火） 9時00分～12時00分
	② 7月9日（火） 9時00分～12時00分	② 7月29日（月） 9時00分～12時00分
一般事務事業	① 7月19日（金） 13時15分～17時15分	① 7月29日（月） 13時30分～17時00分
	② 7月22日（月） 13時15分～16時15分	② 8月5日（月） 13時30分～17時00分

(3) 視察について

令和5年度の評価活動において、区民評価委員会から「事業への理解をさらに深め適切な事業評価を行うため現場視察をしたい」とのご意見をいただいたため、令和6年度は委員の希望を踏まえ下表のとおり各分科会で1事業ずつ視察を行う。

《視察先一覧》

分科会	視察先
ひとと行財政	高校生世代の居場所型学習支援事業の実施現場
くらしと行財政	居場所を兼ねた学習支援事業の実施現場
まちと行財政	密集市街地整備事業・都市防災不燃化促進事業の実施現場（西新井駅西口周辺）
一般事務事業	学校 ICT 推進事業の実施現場

3 今後の方針

区民評価の実施結果については、令和6年第三回定例会総務委員会において報告する。

《令和6年度評価対象事業一覧》

分科会	評価対象事業
ひとと行財政	1 学力向上対策推進事業（個に応じた学習の充実） 2 不登校対策支援事業 3 若年者全力応援事業 4 就学前教育・保育施設の質の維持・向上 5 学童保育室運営事業 6 ひとり親家庭総合支援事業 7 人材育成事務（職員研修事業、職員の能力を活かす人事）
くらしと 行財政	1 ビューティフル・ウィンドウズ運動（地域防犯力の向上・防犯まちづくり事業） 2 エネルギー対策の推進（温室効果ガス排出削減） 3 ごみの減量・資源化の推進 4 健康寿命を延ばす介護予防・生活支援事業 5 生活困窮者自立支援事業 6 健康あだち21推進事業（糖尿病対策） 7 協創推進コーディネート強化（人づくり・場づくり）
まちと行財政	1 地域と一体となった震災・水害対策 2 燃えにくいまちづくりの推進 3 揺れに強い建物の促進 4 スムーズに移動できる交通環境の充実（バス・自転車走行環境の整備） 5 町会・自治会の活性化支援 6 シティプロモーション事業
一般事務事業	1 文書管理事務 2 読書活動推進事業 3 ボランティアセンターの管理運営事務 4 高齢者入浴事業 5 密集地域整備管理事務 6 学校 ICT 推進事業 7 子育て活動支援事業

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	基本計画ライブミーティングの開催結果および足立区基本計画と国土強靱化地域計画等との一体的策定について
所管部課名	政策経営部 基本計画担当課、政策経営課
内容	新たな基本計画の策定にあたり、多様な意見聴取を目的として「基本計画ライブミーティング」を実施した。 また、基本計画と「国土強靱化地域計画」「地域ビジョン・市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地域ビジョン・地方版総合戦略」という。）」を一体的に策定し、各計画間の整合性を図っていく。 1 基本計画ライブミーティング開催結果 (1) テーマ 「区の安心と活力」をテーマにパネリストと来場者・ライブ配信（区公式 YouTube チャンネル「動画 de あだち」）視聴者がディスカッションを実施した。今回、出された意見も踏まえ、基本計画の内容の検討を進めていく。 (2) 開催日時・会場 ア 日時 令和6年5月26日（日）午後2時～午後4時 イ 会場 足立区生涯学習センター4階 講堂 (3) パネリスト ア 長谷川副区長 イ 足立区基本計画審議会 会長 宮本みち子 氏 ウ 足立区基本計画審議会 副会長 石阪督規 氏 エ 政策経営部長 ※ 令和6年5月25日から区長が入院治療となったため、パネリストを区長から長谷川副区長へ変更した。 (4) 来場者・視聴者数 ア 来場者数 23名 イ 動画視聴者数 349名 ※最大同時視聴者数69名 (5) 会場・インターネットからの主な意見等 別紙1 参照 (6) その他 開催当日に時間的制約等から取り上げることができなかった意見等については、総務委員会報告後、区ホームページに掲載する。

2 基本計画と国土強靱化地域計画、地域ビジョン・地方版総合戦略の一体的策定

国土強靱化地域計画（※1）、地域ビジョン・地方版総合戦略（※2）について、国が定めるガイドラインや都・他自治体の計画内容を踏まえ、基本計画と一体的に策定する。

策定にあたっては、各計画の目的や特性を考慮のうえ、区の現状分析・評価を進めていくとともに、基本計画との整合性を図ることで、各計画を一体的に推進することができる内容としていく。

※1 国土強靱化地域計画

法律に基づき、地方公共団体が策定する国土強靱化（大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取り組みとして計画的に実施し、強靱な国づくり、地域づくりを推進するもの）に関する施策の推進に関する基本的な計画であり、国土強靱化の観点から様々な分野の計画等の指針となるもの。

※2 地域ビジョン・地方版総合戦略

デジタル技術の浸透・進展など時宜を踏まえ、地域の個性や魅力を生かした地域ビジョン（地域が目指すべき理想像）を再構築し、具体的な地方創生の取り組みを果敢に推進する基本的な計画となるもの。従前は、地方版総合戦略とともに、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」の策定に努めることとなっていたが、国において、令和4年12月23日に第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定したことに伴って、地方人口ビジョンに代わり、地域ビジョンの策定に努めることとされた。

3 計画策定までのスケジュール（予定）

基本計画の策定スケジュールに合わせ、国土強靱化地域計画、地域ビジョン・地方版総合戦略の策定を進めていく。

予定時期	内 容
～令和 6 年 9 月	足立区基本計画審議会での調査審議
令和 6 年 1 0 月	新たな基本計画に関する答申
令和 6 年 1 1 月	パブリックコメント ※ 下記計画について同時実施 （１）基本計画 （２）国土強靱化地域計画 （３）地域ビジョン・地方版総合戦略
令和 7 年 1 月	パブリックコメント結果 総務委員会報告予定
令和 7 年 2 月	新計画策定 総務委員会報告予定 （１）基本計画 （２）国土強靱化地域計画 （３）地域ビジョン・地方版総合戦略

4 今後の方針

足立区基本計画審議会における審議の進捗や基本計画、国土強靱化地域計画、地域ビジョン・地方版総合戦略の策定状況等については、引き続き、総務委員会において報告を行っていく。

会 場 か ら の 意 見

住 環 境

- 家賃・地代が上がっている。家賃を支払うことができず、埼玉県に流出することが起きている。
- 住みやすいまちだと思うが、家賃が高い。

外 国 人

- 外国人は増加しているが、日本語を話せず、マナーが浸透しないため、日本語教育も必要ではないか。
- 町会・自治会に入っていないくても、防災や祭りなど町会・自治会のサービスを利用できてしまう。外国人は SNS 等で自国の人たちとつながるため、地域には加わらない。

そ の 他

- 身体的多様性（車椅子使用者など）も考えていかなければならない。
- 変化や施策のスピードについていくことができない人のことも視野に入れていかなければならない。
- ひとの活力、地域（エリア）の活力という考え方がある。
- 子ども・若者・高齢者・外国人・障がい者それぞれが活力を発揮できる場をつくってほしい。
- ビューティフル・ウィンドウズ運動は参加している人は知っているが、それ以外の方の認知度は低いと感じる。区の花であるチューリップによるイメージアップを提案する。
- 近所づきあいが減ってしまっている。マンション居住者などもお祭り以外に集まれる場所があると良い。
- 一年を通じて楽しめる場所があると活力が広がる。
- イメージが悪いと住み続けにくくなる。良いところをもっと外にアピールできるまちづくりが良い。

都 市 整 備

- 竹の塚の高架化は遅かった。北千住は同様に高架化しないのか。
- 行政はインフラ整備を進めるのが最優先ではないか。
- なにか施設ができるとまちの雰囲気ガラッと変わる。
- 人口流出させないための施設があると良い。
- 店舗がない・撤退している地域でもエリアデザインによって活性化することができるのではないか。
- 地域の活力として、未利用地を活用したインフラ整備を進めていただきたい。
- 北千住駅のバリアフリーが不十分のため、改善してほしい。
- 通行量が多いが、信号のない道路で横断する人がいて危ないので、信号等の整備を進めてほしい。

インターネットからの意見

都 市 整 備

- 豊かで快適なパブリックスペースを整備する。
- 竹ノ塚駅前の活性化が必要だと感じる。小売業、飲食店等がばらばらで人が寄ってくる雰囲気が乏しい。
- まちづくりの基本的な方針が年配の方向けになっているのではないかと思う。
- 横断歩道がない道路を子どもからお年寄りまで多くの人が、車が通っていない時に渡っていて危険なため、横断歩道を整備してほしい。
- 西新井駅は駅ビルもなくなってしまい、急行停車駅でありながら駅前の利便性が低く感じる。

そ の 他

- 人々が周囲の人や自然とふれあう「ふれあい政策課」をつくってほしい。足立区の良いところの共有や区民に担当の施設・職員をつける、子ども食堂の発展などの取組みを行ってほしい。
- 若い人たちがチャレンジできる環境を整えてほしい。
- 東京武道館などでコンサートを誘致するなどして活力を上げる。
- 基本計画を区民とオープンに議論するのは良い取組みだと思う。次の計画などについても、できるだけ開かれた議論をお願いしたい。
- 地域の人しか知らないフリーマーケットや朝市、盆踊り、地域運動会などのイベントがあるので、X（旧 Twitter）やインスタグラムなどで区内・区外へ PR できると良い。
- 「共にやる人集まりませんか」といった情報発信を行政から行うのもきっかけづくりになると思う。

当日、会場で言えなかった・言い足りなかった意見

- 外国人の移住に関して、適正なルールづくりをしてほしい。
- 「住むまち」から「働くまち」「遊ぶまち」のように、「帰るまち」から「来るまち」へ転換してはどうか。
- NPO 活動など、区民による自主的な活動が人々の意識の活性化につながる。
- 若い世代の必要性を感じているのは、町会・自治会だと思う。
- 本気で 23 区の中でも特色ある足立のまちづくりを具体的に区民と共に考えていただきたい。
- 禁煙区域などで喫煙をする人が多いので、取締りや罰則の強化をしてほしい。
- 埼玉県では、エスカレーターで歩いてはいけないという条例ができたが、足立区でも同様の条例を制定してほしい。
- 企業と協力しながら、まちの開発等をやっていく。日暮里・舎人ライナーやつくばエクスプレスは運賃が高いため、補助金等の支援を行うべきだと思う。
- 高齢者の活躍の場を増やす。
- 不登校児童の行き場所を増やす。
- 子どもの生活に関して、心配や注意、自身の不満を言うことの違いを大人が理解する。
- 不登校などの原因は、親や周りの大人の圧力やコミュニケーション不足、多様性のはき違いなど、多様であることを大人が理解していない。
- ライフステージに合わせ、最善の住まいを借りて住む選択肢を提示できる施策を提案する。流動性を持たせることが活気につながる。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	区が推進するSDGsの進捗状況について																								
所管部課名	政策経営部 SDGs 未来都市推進担当課																								
内 容	区のSDGsの進捗状況を以下のとおり報告する。																								
	【SDGsモデル事業の進捗状況】																								
	1 SDGsモデル事業の目的																								
	子どもや若者が将来像を描く際のロールモデルとなりうるチャレンジ性のある意欲的な大人を増やすことである。地域活動への参加が多い子どもは逆境を乗り越える力が高まるというデータを基に、まずは地域で生き生きと活動する大人を増やし、そういう大人たちと出会える機会を創出することに主眼を置いて事業を実施している。																								
	2 「アヤセ未来会議 2024」の実施																								
	今年度で3期目となる「アヤセ未来会議 2024」を実施する。参加者募集は7月上旬を予定している。																								
	(1) 目的																								
	「やりたい」「やってみたい」アイデアを自由に出し合う場を開き、地域のプレイヤーを発掘していく。将来的に、参加者が地域のコミュニティビルダー（※）となっていくことを目指す。																								
	※ 人と地域をつなぎコミュニティを醸成する人材。																								
	(2) 概要																								
ア ファシリテーター																									
株式会社はじまり商店街（あやセンター運営事業者）																									
イ 実施場所																									
あやセンター ぐるぐる・都立東綾瀬公園（ハト広場）																									
ウ 定 員																									
20 名（抽選）																									
エ 参加費																									
3,000 円（チーム活動費として）																									
(3) スケジュール																									
<table><tr><th>回</th><th>日程</th><th>テーマ</th></tr><tr><td>1</td><td>9/ 7（土）</td><td>オリエンテーション、チームビルディング</td></tr><tr><td>2</td><td>9/21（土）</td><td>講師事例紹介、アイデア出しワークショップ①</td></tr><tr><td>3</td><td>10/19（土）</td><td>講師事例紹介、アイデア出しワークショップ②</td></tr><tr><td>4</td><td>11/ 2（土）</td><td>講師事例紹介、アイデア出しワークショップ③</td></tr><tr><td>5</td><td>11/16（土）</td><td>各チーム企画作り</td></tr><tr><td>6</td><td>11/24（日）</td><td>ぐるぐる博出店</td></tr><tr><td></td><td>会期中</td><td>交流会（3回）を開催</td></tr></table>		回	日程	テーマ	1	9/ 7（土）	オリエンテーション、チームビルディング	2	9/21（土）	講師事例紹介、アイデア出しワークショップ①	3	10/19（土）	講師事例紹介、アイデア出しワークショップ②	4	11/ 2（土）	講師事例紹介、アイデア出しワークショップ③	5	11/16（土）	各チーム企画作り	6	11/24（日）	ぐるぐる博出店		会期中	交流会（3回）を開催
回	日程	テーマ																							
1	9/ 7（土）	オリエンテーション、チームビルディング																							
2	9/21（土）	講師事例紹介、アイデア出しワークショップ①																							
3	10/19（土）	講師事例紹介、アイデア出しワークショップ②																							
4	11/ 2（土）	講師事例紹介、アイデア出しワークショップ③																							
5	11/16（土）	各チーム企画作り																							
6	11/24（日）	ぐるぐる博出店																							
	会期中	交流会（3回）を開催																							
	※ 第1回～第5回は14時～17時、第6回は10時～17時																								

(4) 変更点

ア ファシリテーターのみで進行するのではなく、外部講師を呼び、色んな方から学べる機会を用意する。

イ 参加者同士の交流を図るため、各回に懇親会の時間を設ける。

ウ あやセンターを打合せ場所として利用可、コミュニティビルダーがいつでもフォローできる体制をとる。

(5) 未来会議1・2期生の関わり方

3期生のフォローや相談役として、引き続き関わってもらおう。

3 あやセンター ぐるぐる (5月末時点)

令和5年10月29日、綾瀬駅西口高架下にオープンした施設。

(1) 目的

「やってみたいこと」の実現に向けた伴走支援等により、様々な人や活動がこの場で交わり、協力し合ってやってみたいことを実現していくコミュニティの循環(=ぐるぐる)を生み出していく。

(2) 来場が多い年代と主な利用理由

ア 30代～40代男性／リモートワーク、イベント参加、本屋利用

イ 30代～40代女性／相談、イベント参加、カフェ利用

(3) 「やってみたい」相談件数(令和5年10月29日からの累計)

151件

(4) 実現件数(令和5年10月29日からの累計)

42件

(5) 5月に実現した企画 10件

	日程	企画名・主催者(回数)	参加人数／定員
1	5/4(土)	夢を叶えるビジョンボードを作ろう・40代(新規)	13組/10組
2	5/5(日)	お顔だけ稽古(落語家による似顔絵イベント)・40代(2回目)	3名/なし
3	5/11(土)	角打ちドイツワイン・30代(新規)	65名/なし
4	5/12(日)	おはやし大発表会・40代(新規)	70名/なし
5	5/19(日)	みんなの“好き”が集うマルシェ・30代(新規)	29名/なし
6	5/25(土)	コアキナイサミット・30代(新規)	38名/30名
7	5/26(日)	気軽にお話手軽にストレッチ会・30代(2回目)	2名/5名
8	5/26(日)	あやせ高架下読書会・40代(4回目)	4名/4名
9	5/28(火)	アロマステーション・30代(4回目)	10名/なし
10	5/30(木)	キャリアカフェ・50代(2回目)	2名/8名



5/11 ドイツワインの様子



5/12 お囃子に参加した子どもたち

4 むるぐる博 in アヤセの開催

(1) 目的

地域で「何かやってみたい」人が集まり、そのコンテンツの集大成が「ぐるぐる博」である。出店者が自分の好きなこと・得意なことを通じて、来場者に「思い」を伝え、そこでの出会いが次のチャレンジに繋がっていく循環をつくる。

(2) イベント概要

ア イベントテーマ

良人良店（良い人、良い店に出会う日）

イ 日時

令和6年11月24日（日）10時～16時

ウ 場所

都立東綾瀬公園（ハト広場）

エ 出店条件一例

（ア）地域で何かを始めたいと思っている方（チャレンジ性）

（イ）「楽しませる側」として参加できる方（主体性）

(3) 出店者の公募・事前面談の実施

イベントの趣旨に共感した出店者と一緒に作り上げるイベントにするため、出店希望者と事前面談をし、出店理由やチャレンジ内容をヒアリングした上で出店者を決定する。



昨年11/19に開催した様子。当日は4,000人を超える来場があった。

【庁内SDGsの進捗管理】

1 全庁のSDGs推進に向けた取組

(1) 職員を対象とした意識調査の実施

常勤職員を対象に業務で意識しているSDGsや庁内連携に対する意識調査を実施する（集計中）。

(2) 所管課との意見交換

各事務事業に紐づいている1～17のゴールを、SDGs未来都市推進担当課と所管課で話し合い、再設定する。

(3) SDGsに資する事業の選定および進捗管理

約650の事務事業のうち、1～17のゴールに資する事業として区民から見て分かりやすいものを選定して見える化する（選定中）。

2 今後の進め方

職員の意識調査及びSDGsに資する事業の選定結果については、令和6年第三回定例会総務委員会で報告する予定である。

SDGs未来都市推進担当課が全庁のSDGsの旗振り役として、まずは庁内のSDGsに資する取組を把握し、進捗管理に努めていく。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	自治体情報システムの標準化・共通化に向けた進捗状況について																																																									
所管部課名	政策経営部 情報システム課																																																									
内 容	デジタル改革関連法にて定められた、自治体情報システムの標準化・共通化の進捗状況について報告する。 1 標準化・共通化の進捗状況 足立区において対象となるのは、都が徴収する固定資産税、法人住民税を除いた18業務（詳細は表1のとおり）。 表1 進捗状況一覧 <table> <tr> <th>標準化対象業務</th><th>Fit&Gap (※1)</th><th>シフト&リフト (※2)に関する契約予定月</th><th>稼働予定</th></tr> <tr> <td>(1) 住民基本台帳</td><td rowspan="2">完了</td><td rowspan="2">令和6年10月</td><td rowspan="2">令和8年1月</td></tr> <tr> <td>(2) 印鑑登録</td></tr> <tr> <td>(3) 戸籍</td><td rowspan="2">完了</td><td rowspan="2">令和7年5月</td><td rowspan="2">令和8年1月</td></tr> <tr> <td>(4) 戸籍附票</td></tr> <tr> <td>(5) 個人住民税</td><td rowspan="2">完了</td><td rowspan="2">令和6年10月</td><td rowspan="2">令和8年1月</td></tr> <tr> <td>(6) 軽自動車税</td></tr> <tr> <td>(7) 国民健康保険</td><td rowspan="3">完了</td><td rowspan="3">令和6年10月</td><td rowspan="3">令和8年1月</td></tr> <tr> <td>(8) 後期高齢者医療</td></tr> <tr> <td>(9) 国民年金</td></tr> <tr> <td>(10) 障がい者福祉</td><td rowspan="3">完了</td><td rowspan="3">令和6年10月</td><td rowspan="3">令和8年1月</td></tr> <tr> <td>(11) 児童手当</td></tr> <tr> <td>(12) 児童扶養手当</td></tr> <tr> <td>(13) 生活保護</td><td>完了</td><td>令和6年10月</td><td>令和8年1月</td></tr> <tr> <td>(14) 介護保険</td><td>令和6年7月</td><td>令和6年10月</td><td>令和8年1月</td></tr> <tr> <td>(15) 健康管理</td><td>完了</td><td>令和6年7月</td><td>令和8年1月</td></tr> <tr> <td>(16) 就学</td><td>実施中</td><td>令和6年10月</td><td>令和8年1月</td></tr> <tr> <td>(17) 子ども・子育て支援</td><td>完了</td><td>令和6年10月</td><td>令和9年1月</td></tr> <tr> <td>(18) 選挙人名簿管理</td><td>完了</td><td>令和6年10月</td><td>令和8年1月</td></tr> </table> ※1 現行業務と標準仕様書の差異を分析調査すること。 ※2 シフト・・・既存システムを標準準拠システムに移行する。 リフト・・・庁内のサーバーを廃止し、国が用意するガバメントクラウド利用に切り替える。			標準化対象業務	Fit&Gap (※1)	シフト&リフト (※2)に関する契約予定月	稼働予定	(1) 住民基本台帳	完了	令和6年10月	令和8年1月	(2) 印鑑登録	(3) 戸籍	完了	令和7年5月	令和8年1月	(4) 戸籍附票	(5) 個人住民税	完了	令和6年10月	令和8年1月	(6) 軽自動車税	(7) 国民健康保険	完了	令和6年10月	令和8年1月	(8) 後期高齢者医療	(9) 国民年金	(10) 障がい者福祉	完了	令和6年10月	令和8年1月	(11) 児童手当	(12) 児童扶養手当	(13) 生活保護	完了	令和6年10月	令和8年1月	(14) 介護保険	令和6年7月	令和6年10月	令和8年1月	(15) 健康管理	完了	令和6年7月	令和8年1月	(16) 就学	実施中	令和6年10月	令和8年1月	(17) 子ども・子育て支援	完了	令和6年10月	令和9年1月	(18) 選挙人名簿管理	完了	令和6年10月	令和8年1月
標準化対象業務	Fit&Gap (※1)	シフト&リフト (※2)に関する契約予定月	稼働予定																																																							
(1) 住民基本台帳	完了	令和6年10月	令和8年1月																																																							
(2) 印鑑登録																																																										
(3) 戸籍	完了	令和7年5月	令和8年1月																																																							
(4) 戸籍附票																																																										
(5) 個人住民税	完了	令和6年10月	令和8年1月																																																							
(6) 軽自動車税																																																										
(7) 国民健康保険	完了	令和6年10月	令和8年1月																																																							
(8) 後期高齢者医療																																																										
(9) 国民年金																																																										
(10) 障がい者福祉	完了	令和6年10月	令和8年1月																																																							
(11) 児童手当																																																										
(12) 児童扶養手当																																																										
(13) 生活保護	完了	令和6年10月	令和8年1月																																																							
(14) 介護保険	令和6年7月	令和6年10月	令和8年1月																																																							
(15) 健康管理	完了	令和6年7月	令和8年1月																																																							
(16) 就学	実施中	令和6年10月	令和8年1月																																																							
(17) 子ども・子育て支援	完了	令和6年10月	令和9年1月																																																							
(18) 選挙人名簿管理	完了	令和6年10月	令和8年1月																																																							

2 移行困難システム（子ども子育て支援）について

（1）対応時期の延伸

子ども子育て支援システム（表1（17））については、国による児童手当の拡充等を柱とした次元の異なる少子化対策を行うために、現行のシステム改修が必要となった。この影響で、標準化対応のシステム開発が遅れており、令和7年度末までの標準システム稼働ができない旨、開発事業者より報告があった。

交渉を重ねたものの、開発事業者の結論は変わらず、確実な稼働が見込めるのは令和9年1月との回答であったため、やむを得ず、その期日を目途に作業を進めていくこととする。

なお、本システムに関しては、同一システムを使用している他8区においても遅延する旨の報告があった。

（2）デジタル基盤改革支援補助金への影響

全対象業務システムの標準準拠システムへのシフト及びガバメントクラウドへのリフトを、令和7年度末までに行うことが補助金（足立区の補助上限額約36.2億円）の要件となっている。移行困難システムが発生したことにより、補助条件に合致しない可能性があるが、子ども子育て支援システムについては、全国規模で各開発事業者の標準化対応が遅れていることから、補助要件が緩和される可能性がある。適宜情報収集し、申請可能であれば遺漏なく手続きを行っていく。なお、補助要件の緩和については都や全国市長会などを通じて国に要求していく。

3 今後の方針等

- （1）引き続き経費の精査と共に、支援業務委託を活用し専門家の支援を受けながら、システム標準化対応を進めていく。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	広報紙モニター制度のモデル実施について												
所管部課名	政策経営部 報道広報課												
内容	より魅力のある情報発信の実現に向けた、広報紙モニター制度の創設について報告する。 1 制度概要 <table border="1"> <tr> <td>目的</td><td>紙面内容の方向性等が、区民が必要としている情報と合致しているかを確認し、広報紙の改善に役立てる</td></tr> <tr> <td>定員</td><td>60人 18-29歳/30-39歳/40-49歳/50-59歳/ 60-69歳/70歳以上 上記6グループから各10人</td></tr> <tr> <td>対象</td><td>区内在住・在学・在勤の方</td></tr> <tr> <td>任期</td><td>1年</td></tr> <tr> <td>謝礼</td><td>1号につき1,000円（QUOカード）</td></tr> <tr> <td>内容</td><td>毎月10日号発行時に、区から依頼するアンケートに回答</td></tr> </table> 2 今後の予定 7月上旬 募集開始（あだち広報7月10日号・区HP等） 9月 対象者決定 10月 制度運用開始（任期は令和7年9月までの1年間） 3 問題点・今後の取り組み等 （1）広報紙モニター制度の導入により、広報紙への率直な評価、要望等を聴取することで、より魅力的な紙面づくりに役立てる。 （2）令和6年度はモデル実施とし、課題を抽出・改善した上で、任期サイクル（毎年または3年に1回等）などについて検討する。 （3）アンケート内容は半年経過時点で議会に報告し、すぐに紙面に生かせるものは随時反映する。また、モデル実施終了後、検証結果等についてもあわせて報告する。	目的	紙面内容の方向性等が、区民が必要としている情報と合致しているかを確認し、広報紙の改善に役立てる	定員	60人 18-29歳/30-39歳/40-49歳/50-59歳/ 60-69歳/70歳以上 上記6グループから各10人	対象	区内在住・在学・在勤の方	任期	1年	謝礼	1号につき1,000円（QUOカード）	内容	毎月10日号発行時に、区から依頼するアンケートに回答
目的	紙面内容の方向性等が、区民が必要としている情報と合致しているかを確認し、広報紙の改善に役立てる												
定員	60人 18-29歳/30-39歳/40-49歳/50-59歳/ 60-69歳/70歳以上 上記6グループから各10人												
対象	区内在住・在学・在勤の方												
任期	1年												
謝礼	1号につき1,000円（QUOカード）												
内容	毎月10日号発行時に、区から依頼するアンケートに回答												

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	転入者向けリーフレットについて
所管部課名	政策経営部 報道広報課
内容	転入者及び希望者に配付している「足立区行政サービス案内」に替わる「転入者向けリーフレット」の検討状況について報告する。 1 経緯 転入者の年齢構成が主にインターネットを活用して情報を得る若い方が多いことや転入者以外に配付を希望する方が少ない状況などに鑑み、検討を重ねた結果、現行の「足立区行政サービス案内」から足立区の紹介や窓口一覧などを抜粋した、「転入者向けリーフレット」を作成する方針を令和6年1月17日の総務委員会で示した。 2 「転入者向けリーフレット」の仕様（予定） A4判カラー、全24ページ（表紙、裏表紙含む） ※ 掲載内容等を検討の結果、リーフレット形式ではなく、冊子形式とする。なお、現行の「行政サービス案内」はカラー及び白黒約100ページ 3 掲載内容（予定） （1）コールセンターの周知 （2）区長挨拶 （3）主要施設案内 区役所、区民事務所、福祉事務所・障がい福祉施設、保健所、地域包括支援センター （4）急病のときの診療所、窓口一覧 （5）足立区の魅力紹介 ※ 区内の大まかなエリア紹介及び五大イベントの紹介 ※ 足立区の魅力を「食べる」「遊ぶ」「憩い」の3ジャンルで紹介 （6）町会・自治会の加入案内 （7）足立区オンライン申請の案内 （8）足立区LINE公式アカウント、A-メール、SNS誘導 ※ 区長・副区長や行政委員会の委員名簿、議員の連絡先等は、今回の冊子より掲載しないこととする。 4 問題点・今後の取り組み等 令和6年の秋ごろを目途に新冊子を発行する。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	「あだち広報（タブロイド判）製作委託」公募型プロポーザルの実施について												
所管部課名	政策経営部 報道広報課												
内容	令和３年度に公募型プロポーザルにより決定した「あだち広報（タブロイド判）」の製作委託を行う事業者との契約が、令和７年３月３１日に終了となる。新たに製作委託事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。 １ 業務名 あだち広報（タブロイド判）製作委託 ２ 業務内容 （１）「あだち広報」製作にかかる編集全般、印刷、梱包、納品 （２）特集・企画の具体的提案、記事執筆 ３ 業務期間 令和７年１月３０日～令和８年３月３１日 ※ 毎年度開催する評価委員会の評価が良好な場合に限り、予算の範囲内で契約を更新できる。更新は２回を限度とする（最長３年間）。 ４ 選定委員会委員 <table><tr><th>委員区分</th><th>人数</th><th>役 職</th></tr><tr><td>学識経験者</td><td>２名</td><td>出版関係者</td></tr><tr><td>区民委員</td><td>１名</td><td>区民評価委員</td></tr><tr><td>区職員</td><td>２名</td><td>管理職員</td></tr></table> ５ 今後の予定 ７月中旬 第１回選定委員会（応募要件等の決定） ７月下旬～８月中旬 事業者募集 ９月下旬 第２回選定委員会（提案書提出者選定） １２月上旬 第３回選定委員会（契約候補事業者の特定） １２月中旬 選定結果公表	委員区分	人数	役 職	学識経験者	２名	出版関係者	区民委員	１名	区民評価委員	区職員	２名	管理職員
委員区分	人数	役 職											
学識経験者	２名	出版関係者											
区民委員	１名	区民評価委員											
区職員	２名	管理職員											

6 問題点・今後の取り組み等

広報紙は区の情報発信媒体として中心的な役割を担っているため、今後の広報紙作成に必要となる新たな要素や視点の有無等を調査・検討しながら、より魅力的な紙面づくりができる事業者の選定に努めていく。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	「あだちワンダフルCMグランプリ企画・運営支援業務委託」の簡易公募型プロポーザルの実施について
所管部課名	政策経営部 報道広報課
内容	「あだちワンダフルCMグランプリ企画・運営支援業務」については、一昨年度までは随意契約により事業者へ委託し、昨年度は区職員で運営した。コンテスト事業は専門性が高い分野であるため、今年度は専門知識を活かした業務委託により運営することとし、簡易公募型プロポーザルを実施した。この度、事業者が確定したので報告する。 1 業務名 あだちワンダフルCMグランプリ企画・運営支援業務委託 2 業務目的、内容 (1) 目的 足立区の魅力を紹介するCMコンテスト「あだちワンダフルCMグランプリ」の機運醸成のためエンターテイメント性に優れた企画及び円滑な運営並びに公式ウェブサイトの構築・保守を行う。 (2) 内容 ① 「あだちワンダフルCMグランプリ」に係る企画及び支援 ② 映像制作ワークショップの運営・管理 ③ 各種動画の作成 ④ 特設サイトの構築、運用・保守 3 特定した相手方 (1) 事業者名 株式会社スタジオヒジキ（代表者 細見 将志） (2) 所在地 東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワーN30階 4 申込事業者数 4事業者 5 提案価格 4,997,300円（消費税込み） ※ 提案限度価格 4,997,300円（消費税込み） 6 業務期間 令和7年3月31日まで ※ 毎年度開催する評価委員会の評価が良好な場合に限り、予算の範囲内で契約を更新できる。更新は2回を限度とする（最長3年間）。

7 特筆すべき提案概要、評価した理由・ポイント

- (1) 事業の目的や業務内容の理解度が高く、より具体的で実現性の高い提案であった。
- (2) 経験の有無に関わらず、多人数が参加できる大人向けワークショップの提案があった。
- (3) 区内の小学校でもワークショップを行うなど、他の事業者にはない子ども向けワークショップの提案があった。

8 特定までの経緯

- (1) 公募期間 令和6年4月19日から令和6年5月17日まで
- (2) 選定会議

ア 選定会議開催状況

回	開催日	内容
第1回	4月16日	募集要件等の決定
第2回	5月30日	提案書及びヒアリングによる評価・事業者特定

イ 会議構成（計3名）

種別	氏名	役職
区職員	勝田 実 【委員長】	政策経営部長
	栗木 希	シティプロモーション課長
	飯塚 尚美	産業振興課長

ウ 審査項目及び審査結果

添付資料「プロポーザル結果」のとおり

9 問題点・今後の取り組み等

- (1) 9月1日からの募集に向け、特設サイト開設の調整を事業者と行う。
- (2) 映像ワークショップの日程を決め、実施していく。
- (3) ワークショップの実施が可能な区内小学校を検討する。

■ プロポーザル結果

別紙

<採点結果>

No.	分類	評価の視点	配分	得点			
				A者	B者	株式会社スタジオヒジキ	C者
1	業務の理解度	当該業務の理解度は十分か	10%	16	8	27	16
2	提案内容	企画及び支援方法等は具体的かつ実現性があるか	20%	33	27	42	47
		作成する動画は事業の趣旨に沿った提案となっているか	15%	23	17	27	24
		ワークショップの内容は、妥当かつ実現性があるか。また、派遣する講師は具体的か。	20%	32	26	42	36
		ウェブサイトのデザインや構造や機能、運用・管理内容及びセキュリティは妥当か	10%	17	18	20	15
3	推進体制	スケジュールは妥当であり、業務の実施体制は十分か	10%	17	16	21	20
4	業務の遂行能力	類似の業務実績や映像制作の業務実績があり、円滑な業務の遂行が見込めるか	10%	6	6	21	27
5	コストパフォーマンス	本業務にかかるコストと提案との適正性、整合性があるか	5%	9	7	9	7
小 計				153	125	209	192
区内事業者加点				0%	+5%	0%	0%
加点後総合計				153	131	209	192
結 果						特定	

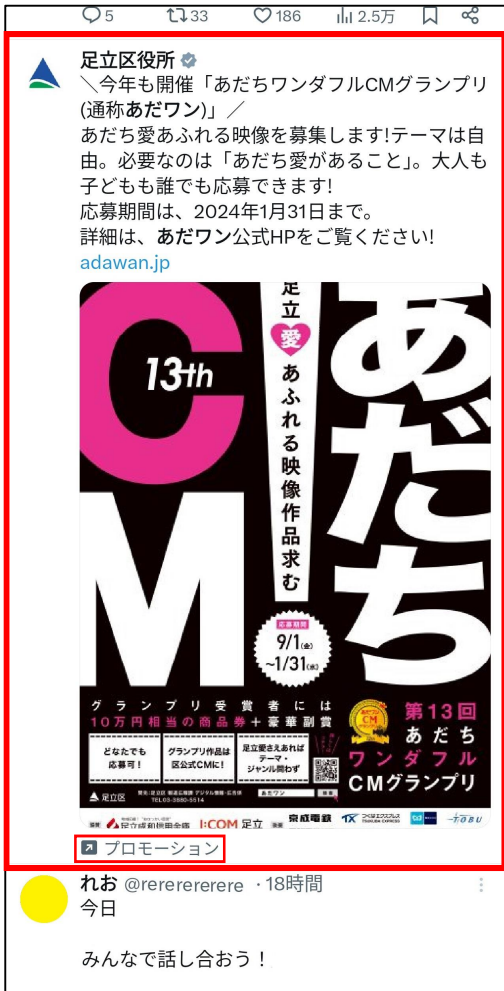
※ 区内事業者加点前 3 0 0 点満点

<区内事業者加点条件>

業者及び業務の条件	合計点に以下を加点 (%)
区内に本店があり、対象業務が区内である	5%
区内に本店があり、対象業務が区外である	4%
区内に支店があり、対象業務が区内である	3%
区内に支店があり、対象業務が区外である	2%

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件 名	Web広告の活用について
所管部課名	政策経営部 報道広報課、シティプロモーション課
内 容	区のPRや行政情報の発信強化の新たな取組みとして、Web媒体を利用した広告の試験的活用について報告する。 1 目的 (1) 情報取得方法のデジタル化が進む中で、区の魅力や事業を周知する新たな方法として活用する。 (2) ホームページや公式アカウントのSNSを利用している方以外への情報発信を強化する。 2 広告掲載媒体 (1) X (旧Twitter) (2) その他のWeb媒体 (YouTubeやWebコンテンツ等) 【X (旧Twitter) の広告例】  ■ X (旧 Twitter) を開いた際に表示されるフォローしているアカウントの投稿やおすすめの投稿などの間に足立区の広告が掲載される。 ■ 「プロモーション」「広告」といった広告とわかる目印が自動で表示される。

3 Web広告のメリット

- (1) 広告を掲載する地域が、区内特定エリアから日本全国まで設定可能である。
- (2) 年代や時間帯、属性、行動履歴など条件を組み合わせてターゲットを絞ることが可能である。
- (3) 若い世代への訴求効果が見込める。

4 活用開始時期

- (1) X (旧T w i t t e r)

夏ごろを目途にシティプロモーション課の区外プロモーションで試験的に先行活用する。

※ 広告掲載には、報道広報課で新たに取得した広告用アカウントを使用する。

- (2) その他のW e b 媒体

先行活用例や他自治体の事例などを検証し、問題点などの整理を行ったうえで、開始時期を決定する。

5 問題点・今後の取り組み等

行政として相応しくないコンテンツに広告が掲載されないための対策を、他自治体の事例などを通じて研究していく。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	アートアクセスあだち 音まち千住の縁 「Memorial Rebirth 千住 2024 舎人公園」等の開催について
所管部課名	政策経営部 シティプロモーション課
内容	東京藝術大学・特定非営利活動法人 音まち計画・足立区の3者共催による区民参加型アートプロジェクト「アートアクセスあだち 音まち千住の縁（下記、参考参照）」が実施するイベント及び周辺地域でのプレ企画について、報告する。 1 「Memorial Rebirth 千住 2024 舎人公園」について (1) 概要 無数のシャボン玉で、見慣れたまちを一瞬にして光の風景に変貌させる「現代美術家・大巻伸嗣」によるアートパフォーマンス。 平成23年から千住地域を中心に、各地域の小・中学校などで計9回実施してきた。今年度は本プログラム14年間の集大成として、舎人公園で実施する。 (2) 開催予定日 令和6年12月1日（日） ※ 昼の部・夜の部（各30分程度）を実施。少雨決行。 （実施時間はアーティストと調整中） (3) 場所 都立舎人公園（舎人公園1-1） (4) 主催 東京藝術大学 音楽学部・大学院国際芸術創造研究科、特定非営利活動法人 音まち計画、東京都、公益財団法人 東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京、足立区 【昨年度の様子（東加平小学校）】  ▲昼の部  ▲夜の部

2 プレ企画の地域での実施について

本番の周知及び本プログラムを共に創る仲間（区民）を増やすことを目的に以下の企画を実施する。

(1) ふわり◎シャボン玉

本番で使用するシャボン玉マシンを数台使用した、演奏や踊りの参加型パフォーマンスを周辺地域のイベント等で実施予定。

※ 千本桜まつりやしょうぶまつりで実績あり

(2) メモリバ学校

アーティスト等が講師となり、「本番で実施する歌や踊りのレクチャー（音楽・体育）」や「小型シャボン玉マシン制作ワークショップ（理科）」など、学校の教科に見立てたワークショップを、舎人公園周辺の地域学習センターや小・中学校で9月～11月ごろ実施予定。

3 主な周知方法

プレ企画での周知のほか、以下の方法でPRする。

(1) あだち広報、音まち千住の縁 広報紙

(2) 区内の駅スタンド

(3) SNS

ア 区のX（旧 Twitter）・Facebook

イ 音まち千住の縁のX（旧 Twitter）・Instagram

(4) プレスリリース

(5) 過去の参加者への直接アプローチ

※ このほか、広く周知できるよう各機関と調整中。

【参考】アートアクセスあだち 音まち千住の縁について

足立区にアートを通じた新たなコミュニケーション（縁）を生み出すことをめざす区民参加型のアートプロジェクト。足立区に東京藝術大学 千住キャンパスがあることがきっかけで平成23年度にスタート。区民とアーティストが協働して、“音”をテーマにした多種多様なプログラムを展開している。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	個人情報を取り扱う業務委託の実地検査の結果について																																																		
所管部課名	政策経営部 区政情報課																																																		
内容	令和5年11月から令和6年3月にかけて実施した、所管課による実地検査の結果及び今後の進め方について報告する。 1 概要 令和5年10月に判明した受託事業者（NTTマーケティングアクト P r o C X）による個人情報の流出をきっかけに、全庁調査を行い把握した個人情報を取り扱う業務委託<u>1,030件</u>について、所管課による実地検査を行った。業務委託における個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるため、毎年、実地検査を確実に実施していく。 2 結果 (1) 実施したもの …… <u>646件（63%）</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理 由</th><th>件 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託先に赴いて検査をしたもの</td><td>619</td></tr> <tr> <td>代替措置として、書面による検査を行ったもの</td><td>27</td></tr> <tr> <td>1 セキュリティ上の理由等で立入が困難なため</td><td>15</td></tr> <tr> <td>2 日程の調整が困難であったため</td><td>8</td></tr> <tr> <td>3 事業所が複数あるため</td><td>3</td></tr> <tr> <td>4 定期的に外部監査を受けているため</td><td>1</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>646</td></tr> </tbody> </table> (2) 実施していないもの …… <u>384件（37%）</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理 由</th><th>件 数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>今後、実地検査を行っていくもの</td><td>163</td></tr> <tr> <td>1 改定前の約款別紙による契約であるため</td><td>134</td></tr> <tr> <td>2 日程を調整中のため(R6.4月以降に実施予定)</td><td>25</td></tr> <tr> <td>3 委託事業を区施設内で行っているため</td><td>4</td></tr> <tr> <td>実地検査の必要が無い／行わないことが妥当なもの</td><td>171</td></tr> <tr> <td>4 個人情報の取扱実績や事業所への持ち帰りがないため</td><td>89</td></tr> <tr> <td>5 契約履行期間が終了したため</td><td>62</td></tr> <tr> <td>6 受託者との協議のうえ実地検査を行わないとしたため（弁護士顧問契約等）</td><td>15</td></tr> <tr> <td>7 人材派遣契約であるため</td><td>5</td></tr> <tr> <td>書面による検査等、代替措置の検討が必要なもの</td><td>50</td></tr> <tr> <td>8 セキュリティ上の理由等で立入が困難なため</td><td>12</td></tr> <tr> <td>9 符号契約等で約款別紙の添付がないため</td><td>10</td></tr> <tr> <td>10 都、23区代表等が締結する委託契約であるため</td><td>9</td></tr> <tr> <td>11 受託者事業所が遠方のため</td><td>7</td></tr> <tr> <td>12 その他(法令に基づく委任、事業所が複数ある等)</td><td>12</td></tr> <tr> <td>合 計</td><td>384</td></tr> </tbody> </table>	理 由	件 数	委託先に赴いて検査をしたもの	619	代替措置として、書面による検査を行ったもの	27	1 セキュリティ上の理由等で立入が困難なため	15	2 日程の調整が困難であったため	8	3 事業所が複数あるため	3	4 定期的に外部監査を受けているため	1	合 計	646	理 由	件 数	今後、実地検査を行っていくもの	163	1 改定前の約款別紙による契約であるため	134	2 日程を調整中のため(R6.4月以降に実施予定)	25	3 委託事業を区施設内で行っているため	4	実地検査の必要が無い／行わないことが妥当なもの	171	4 個人情報の取扱実績や事業所への持ち帰りがないため	89	5 契約履行期間が終了したため	62	6 受託者との協議のうえ実地検査を行わないとしたため（弁護士顧問契約等）	15	7 人材派遣契約であるため	5	書面による検査等、代替措置の検討が必要なもの	50	8 セキュリティ上の理由等で立入が困難なため	12	9 符号契約等で約款別紙の添付がないため	10	10 都、23区代表等が締結する委託契約であるため	9	11 受託者事業所が遠方のため	7	12 その他(法令に基づく委任、事業所が複数ある等)	12	合 計	384
理 由	件 数																																																		
委託先に赴いて検査をしたもの	619																																																		
代替措置として、書面による検査を行ったもの	27																																																		
1 セキュリティ上の理由等で立入が困難なため	15																																																		
2 日程の調整が困難であったため	8																																																		
3 事業所が複数あるため	3																																																		
4 定期的に外部監査を受けているため	1																																																		
合 計	646																																																		
理 由	件 数																																																		
今後、実地検査を行っていくもの	163																																																		
1 改定前の約款別紙による契約であるため	134																																																		
2 日程を調整中のため(R6.4月以降に実施予定)	25																																																		
3 委託事業を区施設内で行っているため	4																																																		
実地検査の必要が無い／行わないことが妥当なもの	171																																																		
4 個人情報の取扱実績や事業所への持ち帰りがないため	89																																																		
5 契約履行期間が終了したため	62																																																		
6 受託者との協議のうえ実地検査を行わないとしたため（弁護士顧問契約等）	15																																																		
7 人材派遣契約であるため	5																																																		
書面による検査等、代替措置の検討が必要なもの	50																																																		
8 セキュリティ上の理由等で立入が困難なため	12																																																		
9 符号契約等で約款別紙の添付がないため	10																																																		
10 都、23区代表等が締結する委託契約であるため	9																																																		
11 受託者事業所が遠方のため	7																																																		
12 その他(法令に基づく委任、事業所が複数ある等)	12																																																		
合 計	384																																																		

3 実地検査の結果判明した課題と対策

	課 題	対 策
(1)	実地検査の方法や取りうる代替措置の判断が困難な事例への対応	① 区政情報課による所管課へのヒアリングの実施、対応策の検討 ② 事例の紹介やマニュアルの整備
(2)	複雑な情報処理を行う業務委託に関する I C T 知識の不足	業務委託における I C T、情報セキュリティ研修の実施

4 今後の進め方

(1) 所管課による実地検査

毎年8月に個人情報を取り扱う業務委託の全数調査を行ったうえで、翌3月に実地検査の実施状況や課題について調査する。

(2) 区政情報課、情報システム課、I C T 戦略推進担当課職員の実地検査同行

コールセンター有の業務委託、個人情報取扱件数1万件以上の業務委託、新規の委託案件等から対象を選定し、10月から2月を目途に年間10件程度の同行検査を行う。

(3) 実地検査結果の分析、共有

実地検査の結果判明した課題を集計、分析し、庶務担当課長会や職員掲示板で全庁に共有する。

5 実地検査の根拠規定等（別紙1）

(1) 「個人情報の保護に関する法律」 第66条

(2) 「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド」 4-8-9 (3)

(3) 「個人情報の保護に関する法律についてのQ & A」 Q 3-1-4

(4) 「個人情報に係る契約約款別紙」 第24条第2項

1 個人情報の保護に関する法律

【第66条】

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務
- 三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
- 五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

2 個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）

【4-8-9 個人情報の取扱いの委託（3）】

保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する。

3 個人情報の保護に関する法律についてのQ & A（行政機関等編）

【Q3-1-4】

Q3-1-4 事務対応ガイド4-8-9（3）において「少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認する」とあるが、当該実地検査はどのように行えば良いか。

A3-1-4 委託先に対する適切な実地検査の方法や項目は、委託する業務や個人情報の内容等によって異なると考えられるところ、事務対応ガイド等の記載を参照の上、個別の事案ごとに法の規定に照らした委託に係る個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる必要があります。

その上で、事務対応ガイド4-8「（別添）行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」は、行政機関等の保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置として最小限のものを示すものであり、委託先に対する実地検査については、個人情報の管理の状況等について少なくとも年1回以上の確認をすることとしています。当該実地検査は、1つの委託業務につき年1回以上行うことが必要です。

指針において実地検査を求めているのは、契約等により定められた管理が実際に行われているかを目視等により確認する必要があるとの趣旨であることから、委託先が遠隔地にある等の理由により、ある年において、現に委託先に赴くことが難しいような事情が生じた場合には、例えばテレビ通話や写真等で管理の現況を確認する方法によることも可能です。

4 個人情報に係る契約約款別紙

【第24条第2項】

- 2 発注者は、原則1年に一度、受注者の事務所及び実際に業務を遂行している場所に立ち入り、遵守状況及び書類の物件を検査することができる。ただし、発注者が、立ち入ることが困難であると認める場合には、立入りに変わる手段により物件の検査をすることができる。

総務委員会報告資料

令和6年6月25日

件名	使途限定型ふるさと納税返礼品の開発及び連携協定の締結について
所管部課名	あだち未来支援室 協働・協創推進課
内容	子どもが夢や希望を持ち、健やかに成長できる足立の実現に向け、以下の取組を行う。 1 使途限定型ふるさと納税返礼品の開発 北欧発祥の人気キャラクター・ムーミンの日本でのライセンスを一括管理する株式会社ライツ・アンド・ブランズとムーミンバレーパーク（飯能市）を運営する株式会社ムーミン物語、区内製造事業者との協創で、「子どもの生まれながらの Hope Gap」の解消を目指す「あだち子どもの未来応援基金」への使途限定型ふるさと納税返礼品を開発し、同基金への寄附額増を図る。返礼品にはムーミンキャラクターのロゴを活用した、バッグ・小物入れなどの革製品及びスイーツを予定。 <pre> graph TD A[寄附者] -- "① 返礼品選択 (寄附)" --> B[足立区] B -- "② 返礼品の発注・支払い" --> C["(株)ムーミン物語 (株)ライツ・アンド・ブランズ"] C -- "③ 返礼品送付" --> A C -- "製造委託" --> D[区内製造業者] D -- "返礼品納品" --> C B -.-> E["あだち子どもの 未来応援基金 (限定寄附)"] </pre> 2 連携協定締結式 返礼品の開発をきっかけに、子どもの体験機会の創出など、未来の支援に向けた今後の更なる連携を目指し、協定を締結する。 (1) 日時・場所 令和6年8月2日（金）午前11時 特別会議室 (2) 相手方 ア 株式会社ライツ・アンド・ブランズ（東京都品川区） イ 株式会社ムーミン物語（埼玉県飯能市） 3 今後のスケジュール（予定） (1) 協定締結終了後の8月2日より、ふるさと納税返礼品としての受付開始 (2) 返礼品以外の展開について、相手方と検討・協議していく。